

**令和5年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合
議会（臨時会）会議録**

令和5年5月26日（月）午後2時30分より、令和5年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6 名

1 番	櫻沢 裕人	2 番	野崎 和也	3 番	川島 靖弘
4 番	奥泉 淳広	5 番	下澤 章夫	6 番	浜中 順

2. 欠席議員 0 名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教 育 長	儘 田 文 雄	会 計 管 理 者	小 山 和 茂
事 務 局 長	田 中 智 文	給 食 課 長	友 野 裕 之
職 員 係 長	渡 辺 佳 則	庶 務 係 長	武 藤 道 浩
管理給食係長	瀧 島 淳 介		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第 1	仮議席の指定について
日程第 2	選挙第 1号 議長の選挙について

議事日程（第1号の追加1）

日程第 1	議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	選挙第 2号 副議長の選挙について

- 日程第 5 議案第 9号 (専決処分の承認を求めることについて)
羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 10号 監査委員の選任について
- 日程第 7 議案提出議案第 1号 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人
情報の保護に関する条例
- 日程第 8 議員派遣について

開会時刻 午後 2 時 3 0 分

それでは定刻となりましたので、臨時会を始めさせていただきます。

今回、羽村市議会及び瑞穂町議会におきまして、それぞれ当組合の議会議員が新たに選出されまして、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、浜中順議員が最年長者でございますので、臨時議長をお願いいたします。それではそちらの方をお願いします。

○臨時議長(浜中順) 皆さん、こんにちは。ただいま臨時議長に選任されました、浜中順です。

地方自治法第 107 条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は 6 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 2 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会(臨時会)を開催いたします。ただちに本日の会議を開きます。

臨時議長において行う議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第 1 号のとおりです。

日程第 1、仮議席の指定についての件を議題といたします。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

日程第 2、選挙第 1 号、議長選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定

により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(浜中順) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

これにより指名推薦の発言を許します。

○議員(川島靖弘) 臨時議長。

○臨時議長(浜中順) 川島靖弘議員。

○議員(川島靖弘) はい。瑞穂町から選出されている下澤章夫議員を議長に推薦いたします。

○臨時議長(浜中順) 他にご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(浜中順) お諮りいたします。ただいま川島靖弘議員から指名推薦がありました、下澤章夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(浜中順) ご異議なしと認めます。よってただいま指名をいただきました下澤章夫議員が議長に当選いたしましたので、会議規則第26条の規定により、本席より当選の旨を告知いたします。

それでは下澤章夫議員から、議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○議長(下澤章夫) ただいま議長のご指名をいただきました、下澤章夫でございます。

本日の臨時会におきまして、議員各位の温かいご配慮によりまして、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議長に就任することとなりました。誠に身に余る光栄で、謹んでここにありがたくお受けいたします。

学校給食向上のため、誠心誠意公正を元として、議会運営に当たり微力ではございますが専心努力する所存でございます。

皆様のご尽力を心よりお願い申しあげまして、簡単ではございますが就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長(浜中順) 以上で挨拶は終わりました。

これにて臨時議長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは下澤議長、議長席へよろしくをお願いいたします。

○議長(下澤章夫) それでは引き続き会議を進めます。

その際、管理者より発言の申し出がありますので、それを許します。

○管理者（橋本弘山） 管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 改めまして皆さん、こんにちは。

そしてただいま新たに選任されました下澤議長様、どうぞこれからよろしくお願いたします。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会は、先般行われました羽村市及び瑞穂町の議会議員選挙を受けまして、新たな議員構成となり、それぞれの議会におきまして一部事務組合議員が選出されました。

皆様には当組合議会の議員をお願いすることとなりましたので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、当組合は設立以来、議員の皆様方をはじめ、関係各位のご理解・ご協力により、学校給食業務が順調に運営されておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

今日の学校給食は、現在の豊かな食糧時代を背景に、栄養バランスのとれた多様な食事を提供することにより、体力の向上と健康の維持、増進を図る一方、児童・生徒のよりよい食習慣や食生活を身に付けることで、日本の素晴らしい食文化を次世代へと継承していく役割も求められております。

当組合におきましても、学校給食の理念を踏まえ、さらなる給食業務の充実を図るため、鋭意努力してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが、5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ5類へ引き下げられ、日常の制限措置等が緩和された一方で、社会情勢不安等により、生活に必要な様々な物価の高騰が続いており、給食の提供に必要な食材の価格の値上げもいまだに続いている状況です。

学校給食組合といたしましても、引き続き徹底した衛生管理に努め、職員の感染症の感染防止を図るとともに、食材費等の価格動向を注視しながら、効果的な事業の運営を

行い、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日ご提案申し上げさせていただきます議案でございますが、専決処分の承認案件1件、人事案件1件、合わせて2件の議案でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます、極めて簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（下澤章夫） 以上で管理者の発言は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その際、日程の追加について申し上げます。本日の議事日程の第1号に、ただいまお手元に配布いたしました第1号の追加1を追加いたします。

これより追加日程に入ります。

追加日程第1、議席の指定を行います。議席は組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。

議席はただいまご着席の議席といたします。

1番、櫻沢裕人議員、2番、野崎和也議員、3番、川島靖弘議員、4番、奥泉淳広議員、5番、私、下澤章夫、6番、浜中順議員。以上のおり議席を指定いたしました。各自議席札をお立てください。

次に追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第71条の規定に基づき、1番、櫻沢裕人議員及び2番、野崎和也議員を指名いたします。

次に追加日程第3、会期の規定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定いたしました。

次に追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦の方法によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは副議長に浜中順議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました浜中順議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました浜中順議員が、副議長に当選されました。

会議規則第26条の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。

当選されました副議長、浜中順議員からご挨拶をお願いいたします。

○副議長(浜中順) ただいま副議長にご指名をいただきました、浜中順です。

議長の補佐役として組合議会発展のために全力を尽くします。議員各位の変わらずご支援、ご指導を心からお願いいたしまして、私の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(下澤章夫) 以上で副議長の挨拶は終わりました。

次に追加日程第5、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は令和4年東京都人事委員会勧告を勘案し、令和4年4月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきました。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

東京都人事委員会勧告では、令和4年4月分の民間従業員の給与が東京都職員の給与を上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置き、若年層の給料表を引き上げ、改定するべきとしております。

また、特別給については民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.1月分引き上げることとしております。

羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与につきましては、これまで羽村市の給料表や給与制度に準じて運用してきておりますことから、本案につきましても同様の内容にて、専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、本条例に規定する給料月額を羽村市の給料表の準じて改定するとともに、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.55月に、再任用職員については2.35月から2.4月に引き上げようとするものであります。

また、部長職の管理職手当及び地域手当に関する暫定措置を令和6年3月31日まで延長しようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、給料表の改正規定は令和4年4月1日から、期末・勤勉手当の支給月数の改正規定は、令和4年12月1日から適用しようとするものであります。

細部につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは議案第9号の細部につきまして、ご説明いたします。

お手元に配布いたしました議案第9号資料、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず第23条ですが、勤勉手当の改正です。第2項において、現在職員の勤勉手当の支給月数は6月、12月とも100分の102.5（1.025月）となっておりますが、それぞれ100分の5（0.05月）ずつ引き上げ、100分の107.5（1.075月）とするものです。

第3項につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給月数を第2項の読み替えにより規定しておりまして、現在100分の50（0.5月）としている支給月数を、100分の52.5（0.525月）とするものです。

次に2ページをご覧ください。付則第4項は管理職手当に関する暫定措置の改正です。

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、部長職の管理職手当の月額9万4,000円を8万9,300円に5%減額しているものを、令和6年3月31日まで延長しようとするものです。

次に付則第5項ですが、地域手当に関する暫定措置の改正です。

地域手当の支給割合につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、本則第11条第2項で規定する100分の18を100分の8.5としているものを、令和6年3月31日まで延長しようとするものであります。

次に第6項は、同じく地域手当の支給割合につきまして、令和6年4月1日から当分の間、本則第11条第2項で規定する100分の18を100分の10とするものです。

次に一般行政職の職員に適用する一般職給料法（1）の改定について、ご説明いたします。

まず9ページをご覧ください。下段になりますけど、一般職給料表（1）の備考欄ですが、短大卒と大卒の初任給を規定しておりまして、羽村市に準じ、第1項では短大卒の初任給を現行の15万7,100円から16万2,500円に5,400円引き上げ、第2項では大卒の初任給を現行の18万3,700円から18万7,900円に4,200円引き上げることとしております。

ただいまご説明しましたとおり、初任給を引き上げることから2ページ以降、主に若年層に重点を置き、引き上げ改定するものです。

最後に改正付則について、ご説明いたします。23ページをご覧ください。

付則第1項及び第2項は、施行期日等に関する規定です。この条例は公布の日から施行しようとするものですが、付則第2項第1号に規定しております一般職給料表（1）及び一般職給料表（2）の改正規定は、令和4年4月1日に遡って適用しようとするも

のです。

24ページをご覧ください。

第2号は条例第23条の勤勉手当の改正規定及び付則第4項の特例措置につきまして、令和4年12月1日に遡って適用しようとするものです。

付則第3項は、令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に給料に変動があった職員につきまして、給料表の改定に伴う取扱い等を規定するものです。

付則第4項は、令和4年12月に支給する勤勉手当の特例措置です。既に令和4年6月の勤勉手当において、1.025月分の支給を行っておりますので、年間の期末・勤勉手当が改正後の支給月数の4.55月、勤勉手当の年間支給月数で言うと2.15月になるよう、一般職員につきましては100分の112.5（1.125月）とするものであり、再任用職員につきましても同様に100分の55（0.55月）としようとするものです。

付則第5項は給与の内払いの規定でありまして、改正前の職員の給与に関する条例に基づき、既に支払われました給与につきましては、新条例の内払いとするものです。

以上をもちまして、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

○議長（下澤章夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

次に追加日程第6、議案第10号、監査委員の選任についての件を議題といたします。

その際、奥泉議員の退席を求めます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第10号、監査委員の選任につきましてご説明いたします。

監査委員としてご尽力いただいております石川修氏の任期満了に伴い、その後任として次の者を監査委員と選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただくため、本案を提出するものであります。

新たに選任しようとする者の氏名は奥泉淳広、住所は瑞穂町大字高根71番地、生年月日は昭和44年2月20日、任期につきましては令和5年5月26日から令和9年4月30日までであります。

以上、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（下澤章夫） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号、監査委員の選任についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

この際、奥泉議員の除斥を解除いたします。

奥泉議員に申し上げます。議案第10号は原案どおり同意されました。

次に追加日程第7、議員提出議案第1号、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報保護に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副議長（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○副議長（浜中順） 議員提出議案第1号、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例、本議案を別紙のとおり羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。令和5年5月26日、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議長、下澤章夫様。

提出者、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員、浜中順。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、同上・奥泉淳広、賛成者、同上・川島靖弘。

令和5年4月1日に施行された個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があることから、この案を提出いたします。

それでは条例の内容について、ご説明いたします。2ページをご覧ください。

本条例は目次にありますように、第1章から第6章までの条文と付則で構成されております。

第1章は第1条から第3条において、総則に関する事項について定めており、第2章は4条から16条において、個人情報等の取扱いに関する事項について定めております。

第3章は第17条において、個人情報ファイル簿に関する事項について定めており、第4章は第18条から第46条までにおいて、開示、訂正及び利用停止に関する事項について定めております。

第5章は第47条から第51条までにおいて、雑則に関する事項について定めております。第6章は第52条から第56条までにおいて、罰則に関する事項について定めております。

なお、付則においては、付則第1条では施行期日について、公布の日から施行するものと定めております。

また、付則第2条では、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について定めており、これは本条例第45条の規定に基づき、議長に対する審査請求があった時の諮問先を、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会とすることから、同審査会において議長からの諮問に応ずることができるようにするものです。

以上、よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（下澤章夫） これを持って提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

次に追加日程第8、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については、議長にご一任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上をもちまして本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和5年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時04分 閉会